

## 令和3年度 第2回 国民健康保険運営協議会 議事概要

- 1 日時 令和3年12月15日(水) (開会) 午後1時30分
- 2 場所 知立市中央公民館 中会議室
- 3 出席委員(11名)

公益代表	竹本 有基	田中 寛孝	野村 茂弘	毛受 秀之
医療機関代表	宮本 史生	近藤 由幸	塚本 幸夫	
被保険者代表	河村 京子	鈴木 民樹	荏部 美恵	松井 敬一
- 4 事務局  
市川 敏一 河合 圭太 加藤 智也 宮地 雄麻
- 5 議題
  - 1 国民健康保険税の改正について
    - (1) 課税限度額の引き上げについて
    - (2) 令和4年度税率等の改正について
    - (3) 低所得者に対する均等割の独自軽減について
- 6 報告事項
  - 1 出産育児一時金の増額について
  - 2 未就学児の均等割額軽減について

### 7 概要

#### 議題1 (1) 課税限度額の引き上げについて

国の地方税法施行令の改正に併せて1年を待たずに課税限度額の引き上げを行うこと及び令和4年度の課税限度額の引き上げについて事務局より説明した。

課税限度額の引き上げは被保険者に負担を強いることから、当市では運営協議会に諮問し、国の地方税法施行令の改正後一年遅れで引き上げを行ってきた。実際に高所得者層には負担増になるが、低中所得者層の負担緩和になることから、今後は国の改正に準じて、一年遅れではなく諮問した上で引き上げることとしたい。なお、今回の改正により医療分の限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の限度額が19万円から20万円に引き上げられ、国保税全体としては限度額が99万円から102万円となる。影響世帯数は28世帯で、約293万円の増額となる見込みである。(全員賛成)

#### 【主な意見・質疑応答】

委員 これまでは国の法改正に1年遅れで限度額を引き上げていたが、今後は国の改正にあわせて引き上げを行うということで良いか。

事務局 そのとおり。国の改正があった場合は諮問した上で1年待たずに引き上げていきたい。

#### 議題 1 (2) 令和 4 年度税率等の改正について

令和 3 年度の納付金仮算定額は 16 億 5,466 万 6,995 円で、納付金を支払うために県が示す標準保険税率は所得割税率として 6. 1 %となっている。現行の税額を 3. 7 %上げた場合の所得割税率 5. 5 3 %ともかなり乖離があるため、税率を引き上げるタイミングと考えられるが、コロナ禍で被保険者の所得が減少することが見込まれるため、令和 4 年は限度額と税率の二重の引き上げは避け、限度額のみ引き上げをし、令和 5 年度以降に改めて税率の引き上げを検討していきたいと考えている。(全員賛成)

#### 【主な意見・質疑応答】

委員 令和 4 年度は限度額のみ引き上げだが、今後は毎年税率の引き上げが行われるのか。

事務局 毎年引き上げることは厳しいと考えているが、納付金や基金の状況に応じて引き上げていくことになる。平成 2 9 年度の運営協議会にて引上げは概ね現行の税額プラス 3. 7 %とすると答申が出されているが、必要であればこの数字についても再度協議をしていただく必要があると考えている。

#### 議題 1 (3) 低所得者に対する均等割の独自軽減について

独自軽減は資産割廃止後の税収の補填を行うため税率を引き上げた際に、低所得者の負担の増加を抑えるために行った市独自の軽減制度である。平成 30 年の県域化のタイミングで制度を廃止した自治体が多くあるが、当市は運営協議会にて審議いただき継続してきた。現在まで基金を活用し税率改正を回避してきたが、国保財政が厳しくなってきた今、令和 5 年度以降の税率改正のないタイミングで、独自軽減の見直しをするべきと考えている。(次年度以降に継続して審議することで全員賛成)

#### 【主な意見・質疑応答】

委員 今すぐという話ではなく、近い将来の税率が上がらない年に見直しをしたいということでしょうか。

事務局 単に税率の上がない年ということではなく、基金の減少状況から見て、税率を上げざるを得なくなる時は同時に独自軽減についても見直しをしていきたい。ただし極端に低所得者に対して負担が増え、上り幅が 3. 7 %を超える場合は、改めて審議いただきたい。

#### 報告事項1 出産育児一時金の増額について

制度改正により出産育児一時金42万円のうち、産科医療補償制度の掛金が現行の16,000円から改正後の12,000円に引き下げられることにより、差額の4,000円分出産育児一時金の額が減ってしまうことを回避するため、国保分を現行の404,000円から4,000円増額し、408,000円にすることで改正前と改正後も42万円を維持する目的である。令和4年1月1日以降の出産から適用される。

#### 【主な意見・質疑応答】

特に意見等はなし。

#### 報告事項2 未就学児の均等割額軽減について

令和4年4月1日より、国民健康保険の加入者のうち6歳未満の被保険者の均等割額を半額にする改正が適用される。

#### 【主な意見・質疑応答】

特に意見等はなし。